

昭和35年国勢調査の概要

調査の期日

昭和35年国勢調査は、昭和35年10月1日午前0時現在によって行なわれた。

調査の根拠法令

統計法(昭和22年法律第18号)第4条の規定にもとづいて行なわれた。調査の実施に際しては、まず調査年の前年から業務の行なわれた調査区の設定に関して、昭和35年国勢調査調査区の設定に関する政令(昭和34年政令第279号)および昭和35年国勢調査調査区設定心得(昭和34年総理府訓令第3号)が制定され、ついで調査の実施年である昭和35年には、調査の実施に関して、昭和35年国勢調査令(昭和35年政令第106号)および関係告示ならびに昭和35年国勢調査施行心得(昭和35年総理府訓令第6号)が制定された。

調査の地域

昭和35年国勢調査は、わが国の地域のうち、つぎに掲げる諸島を除く地域について行なわれた。

- 1 歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島
- 2 姫婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島および火山列島をいう。)
- 3 南島島および沖の島島
- 4 東経131度52分30秒、北緯37度15分にある竹島
- 5 硫黄島島、伊平屋島および北緯27度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)

この昭和35年国勢調査の地域は、昭和30年国勢調査の調査の地域と同じである。

調査の対象

昭和35年国勢調査で調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。ここで「常住している人」とは、当該世帯に3ヵ月以上住んでいるか、あるいは3ヵ月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれその住んでいる場所で調査したが、つぎの特殊な人口については、一般の定義とは別に、それぞれつぎに述べる場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校、同法第83条の各種学校および同法第98条の規定により存続している学校に在学している人については、居住期間にかかわらず、通学のために宿泊している場所(たとえば、自宅、下宿先、寄宿舎等)で調査した。

- 2 病院または診療所に入院している人は、入院してすでに、3ヵ月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は、3ヵ月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。

- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる人で、陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。(後者の場合は、調査の期日前に本邦の港湾を発し、調査の期日後3日以内に本邦の港湾に入った船舶に限る。)

- 4 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍をおく地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所で調査した。

- 5 監獄に在監する者のうち、死刑の確定した者および受刑者または少年院もしくは婦人補導院の在院者は、すべてその監獄、少年院または婦人補導院で調査した。

- 6 常住している場所がないか、またはどこを常住している場所としてよいかわからない人は、調査時にその人のいた場所で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している人は、外国人といえどもすべて調査の対象となったが、とくにつぎに掲げる人は、調査から除外された。

- 1 本邦内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属およびその家族
- 2 本邦内に駐在する外国の外交団・領事団および国際連合の機関の構成員(随員および家族を含む。)

調査の事項

昭和35年国勢調査では、つぎに掲げる事項について調査した。

(個人について調査した事項)

- 1 氏 名
- 2 世帯主との続柄
- 3 男 女 の 別
- 4 出生の年月日
- 5 国 籍
- 6 1年前の常住地
- 7 教 育
- 8 配偶の関係
- 9 結婚の年数
- 10 出生児数
- 11 就業状態
- 12 就業時間

- 13 所属の事業所の名称
- 14 所属の事業所の事業の種類(産業)
- 15 仕事の種類(職業)
- 16 従業上の地位
- 17 従業地または通学地
- (世帯について調査した事項)
- 18 世帯の種類
- 19 住居の種類
- 20 住宅の所有の関係
- 21 居住室の畳数
- 22 家計の収入の種類

これらの事項のうち、9および10の出産力に関する事項は、結婚した女子について調査し、11から17までの経済活動に関する事項は、昭和20年末までに生まれた人について調査した。

調査の事項を前回の昭和30年国勢調査と比較すると、前回の国勢調査で調査された事項は、すべて今回の調査でも調査されているが、今回の調査では、さらに「6 1年前の常住地」、「7 教育」、「9 結婚年数」、「10 出生児数」、「12 就業時間」、「17 従業地または通学地」の「通学地」、「22 家計の収入の種類」が追加されている。

調査の方法

調査は、総理府統計局を主管部局とする内閣総理大臣—都道府県知事—市町村長の指揮系統を通じて行なわれた。

調査の実施に先立ち、調査の地域全体にわたって調査区が設定され、調査区ごとに地図が作成された。調査区は一般に、1調査区が平均50世帯を含むように設定され、その数は446,512(一般調査区413,792, 特別調査区31,331, 水面調査区1,989)である。

実地の調査には、昭和35年国勢調査のためとくに任命された445,474人の国勢調査員が従事し、また国勢調査員の指導、調査票の内容検査などのために16,565人の国勢調査指導員が任命された。国勢調査員は、原則として1人1調査区を受持ち、9月24日から30日までの間に準備調査を行ない、10月1日から3日までの間に実地調査を行なった。

調査に用いられた国勢調査調査票は、1枚に12人記入できる世帯票で、各世帯ごとに作成され、調査票の記入は、世帯主または世帯の代表者が、その世帯員について、前述の調査事項のうち1から10までの事項を記入して申告し(自計申告)、その他の事項(11～22)は、国勢調査員が質問して記入(他計申告)する方式によった。

なお、自衛隊地域および矯正施設地域の調査は、国勢調査特別調査票(速記票)を用いて行なわれた。

集計および結果の公表

昭和35年国勢調査による最初の結果数字として、男女別人口および世帯概数を昭和35年12月5日に公表し、同月10日に「全国都道府県市区町村別世帯および人口概数」を刊行した。

確定人口は、全国から統計局に進達された調査票によって集計を行ない、昭和36年3月から4月にかけて4回に分け逐次官報により公表し、また同年4月30日には「全国都道府県市区町村別人口(確定数)」を刊行した。「昭和35年国勢調査報告、第1巻」は、この確定人口のほか市町村別の面積、市町村別人口の昭和30年との比較等を収録し、正規の報告書として編集したものである。

昭和35年国勢調査においてはじめて設定された「人口集中地区」は、都市的地域の人口の大きさおよびその構造を明らかにするためのものであるが、その人口は昭和36年7月27日公表され、「昭和35年国勢調査人口集中地区の人口(速報)」(昭和36年8月刊)にまとめられている。さらに昭和36年12月には、人口集中地区の人口のほか、面積および境界図を収録した「わが国の人口集中地区」(6分冊)が刊行された。

1%抽出集計は、全世帯の調査票から100分の1の世帯の調査票を抽出し、調査事項のほとんど全部を集計したもので、全国、市部、郡部については細かい分類区分による結果を、都道府県および6大都市については、やや集約した分類区分による結果を表章した。このうち、全国、市部および郡部については、それぞれをさらに「人口集中地区」と「人口集中地区以外の地区」に分けて集計した。集計結果については、まずその概要を昭和36年11月18日に公表し、12月には「昭和35年国勢調査報告、1%抽出集計結果速報」を刊行した。さらに、同結果をまとめ翌37年2月～3月にわたって、「昭和35年国勢調査報告、第2巻」(6分冊)を正規の報告書として刊行した。

全数集計は、全調査票によって行ない、集計結果は、全国、都道府県および市町村別に表章した。集計は都道府県ごとに進められ、集計の終わったものから逐次報告書「昭和35年国勢調査報告、第4巻、都道府県編」により公表し、最後に全国をまとめた結果を「昭和35年国勢調査報告、第3巻、全国編」とした。

10%抽出集計は、全数集計の完了後、全世帯の調査票から10分の1の世帯の調査票を抽出して、1%抽出集計および全数集計で集計されなかった結果表を特別に集計したものである。その結果は、昭和35年国勢調査報告10%抽出集計結果その1～その4として公表される。

昭和35年国勢調査報告の内容については、巻末の各巻内容一覧を参照されたい。

標本抽出方法の概要および推計値の精度

抽出方法

10%抽出集計の標本は、世帯を単位とし、その10番目ごとを抽出した。ただし、世帯人員の大きい世帯については、これを世帯単位に抽出すると、このような世帯が標本に当たるか否かによって推計値が変動し、標本誤差が大きくなるため、世帯を単位に抽出せず、個人を単位に抽出した。個人を単位に抽出した世帯とは、世帯人員20人以上の準世帯(約32,000世帯)および国勢調査特別調査票(自衛隊地域用および矯正施設地域用の2種)で調査した自衛隊の営舎内または船舶内居住者および矯正施設の収容者の準世帯である。

世帯を単位に抽出した一般の世帯は、これを各市区町村内の調査区番号順、世帯番号順に配列し、各市区町村ごとに別に定めた起番号(0から9までの数)からはじめて、10番目ごとに当たる世帯を抽出した。個人を単位に抽出した準世帯の抽出は、まず照査表の記入に基づいて、これらの世帯の一覧表を作成し、この表の上で、一般の世帯の場合と同様に、10番目ごとの個人を抽出したが、この場合の抽出起番号は、各都道府県の市部、郡部、自衛隊、矯正施設ごとに定めた。

推計方法

結果の推計方法は、上述の方法で抽出した世帯および個人の集計結果を、単純に10倍する方法によった。

推計結果の標本誤差

各統計表に掲げた結果数字は、以上のような手続きによって得られた推計数字であるから、標本誤差を含んでおり、全調査票の全数集計によって得られる結果数字とはがならずしも一致しない。

この標本誤差の大きさを例示すれば、大体表1のとおりである。

この表の標本誤差率は、推計数字の標準偏差を推計数字自体で割った値であって、全数集計すれば得られるはずの値の存在範囲を示す目安となるものである。

すなわち、推計数字を中心として、その前後に、その標本誤差率に推計数字の大きさを掛けた値だけの幅の区間をとれば、その区間内に全数集計すれば得られるはずの値があることが、約 $\frac{2}{3}$ の確率で期待され、その2倍の幅の区間をとれば、その区間内に全数集計すれば得られるはずの値があることが、約 $\frac{19}{20}$ の確率で期待される。たとえば、この報告書中の10万という結果数字は、真の値が、10万 $\pm$ 10万 $\times 0.010$ すなわち10万1,000ないし9万9,000の間にあることが確率 $\frac{2}{3}$ で期待され、10万 $\pm$ 10万 $\times 0.010 \times 2$ すなわち10万2,000ないし9万8,000の間にあることが、確率 $\frac{19}{20}$ で期待されるということになる。

この表にも明らかなように標本誤差率は、推計数字の大きいものほど小さく、推計数字の小さいものほど大きい。

表1 推計数字の大きさに対する標本誤差

推計数字の 大きさ	標本誤差率	推計数字の 大きさ	標本誤差率	推計数字の 大きさ	標本誤差率
80 000 000	0.00035	800 000	0.0035	8 000	0.035
60 000 000	0.00041	600 000	0.0041	6 000	0.041
40 000 000	0.00050	400 000	0.0050	4 000	0.050
30 000 000	0.00058	300 000	0.0058	3 000	0.058
20 000 000	0.00071	200 000	0.0071	2 000	0.071
15 000 000	0.00082	150 000	0.0082	1 500	0.082
10 000 000	0.0010	100 000	0.010	1 000	0.10
8 000 000	0.0011	80 000	0.011	800	0.11
6 000 000	0.0013	60 000	0.013	600	0.13
4 000 000	0.0016	40 000	0.016	400	0.16
3 000 000	0.0018	30 000	0.018	300	0.18
2 000 000	0.0022	20 000	0.022	200	0.22
1 500 000	0.0026	15 000	0.026	100	0.32
1 000 000	0.0032	10 000	0.032		

この表によって推計数字の標本誤差を知るにあたって、つぎの注意が必要である。

1. 本表は、つぎの結果数字に関して適用できない。

1) 各表章地域の総人口および普通世帯総数

- 2) 配偶関係別割合の構成比
3) 出生児数および平均出生児数
2. 1に述べる結果数字の標本誤差は、それぞれつぎのとおりである。
- 1) 各表章地域（全国、市部、郡部および人口集中地区、人口集中地区以外の地区ならびに各都道府県および6大都市）の普通世帯総数には標本誤差はない。各地域の総人口の推計数字は、標本の抽出方法が世帯単位であったため、世帯内の人員の分散による標本誤差があるが、各地域の総人口のみを利用する場合は、全数集計による人口（確定数）が、すでに報告書の第1巻によって公表されているので、その結果を利用されたい。
- 2) 構成比の標本誤差率は、比率にする前の数字の標本誤差率を適用されたい。
- 3) 出生児数および平均出生児数の標本誤差率は、いずれも対応する女子数の標本誤差率を表1で読み、その誤差率を適用されたい。
3. 表1に示す標本誤差率は、後述の〔注〕に述べる方法で算出した近似値である。このため、推計数字の大きさが総人口（推計数字が世帯数に関するものである場合は、総世帯数）の2割以上である場合は、表1から得られる標本誤差率に $\sqrt{1-p}$ （ p は推計数字と総人口または総世帯数との比）を乗じて用いられたい。すなわち、表1の標本誤差率は過大評価になっている。
- 〔注〕 前掲の「表1 推計数字の大きさに対する標本

誤差」の標本誤差率は、抽出および推計方法が「集計単位の単純任意抽出による結果を10倍する」方法であるとし、かつ推計数字の大きさが総人口または総世帯数に比して小さいとして計算した値である。すなわち、推計数字の大きさAに対してその標本誤差Bを、

$$B = 1 / \sqrt{\frac{A}{10}}$$
$$B = \frac{N \sqrt{\frac{p(1-p)}{n}}}{Np} = \frac{\sqrt{1-p}}{\sqrt{np}}$$
$$= \frac{\sqrt{1-p}}{\sqrt{\frac{A}{10}}}$$

で $\sqrt{1-p} \div 1$ としたものであるから、 p の値があまり小さくない場合には、前記3の補正が必要になる。（ N 、 n 、 p は通例の記法による。）

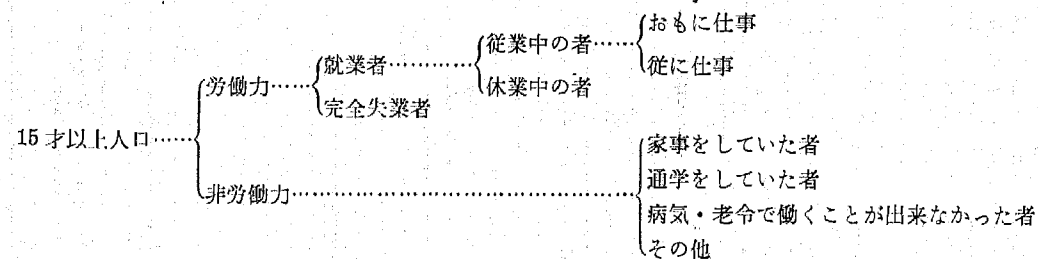
また、実際の抽出および推計方法が、（1）一般の世帯では世帯が抽出単位であること、（2）等間隔抽出であることから、上記のBの算式は、とくに人口に関する推計数字について、厳密なものではない。しかし、この影響も従来の同様な抽出集計の経験によればさほど大きいものではない。

用語の解説

就業者

昭和35年国勢調査では、15才以上の人について、昭和35年9月24日から30日までの1週間（以下、調査週間と

いう。）の事実によって労働力状態をつぎのように区分した。



この報告書で「就業者」とは、労働力人口のうち「従業中の者」および「休業中の者」を総括したものをいうが、その内容を概説すると、つぎのとおりである。

従業中の者——調査週間中、賃金、給料、手当、利潤、手数料その他種類のいかんをとわず、収入になる仕事を少しでもした人をいい、調査週間中、仕事をおもにした人（「おもに仕事」）はもちろん、家事や通学のかたわら仕事をした

店、官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、自分の経営する仕事に従事した場合、および医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合も、すべて従業中の者に含まれる。

また、農家、商店、医院などの家族が家業の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたことと

休業中の者——収入になる仕事をもっているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人で、つぎのいずれかにあたる場合、休業中の者とした。

- (1) 勤め先のある人で、休みはじめてから30日以上にならない場合、または30日以上になる場合でも、調査週間中、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている場合。
- (2) 自分で事業をいとなんでいる人で、休業してから30日以上にならない場合。

産 業

産業は、従業中の者については、調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の事業の種類により、休業中の者については、ふだんその人が働いている事業所の事業の種類によってその分類項目をきめた。働いていた事業所が二つ以上ある場合には、その人がおもに働いていた事業所の事業の種類によった。また、事業所が2種以上の事業を営んでいる場合には、おもな事業の種類によった。

なお、完全失業者の失業前の産業は、その人が最後に働いていた事業所の事業の種類によった。

産業分類は、日本標準産業分類（昭和26年政令第127号、昭和32年5月行政管理庁告示第19号）にもとづき、昭和35年国勢調査の結果表章に用いるため作成されたもので、13の大分類、41の中分類および141の小分類から構成されている。

前回の昭和30年国勢調査の産業分類は、12の大分類、38の中分類および121の小分類から構成されていたが、若干の分類項目を組替えることにより、昭和30年と昭和35年の数字を比較することができる。

大分類の場合は、つぎの点について組替えを行なえば、昭和30年国勢調査の結果と比較できる。

昭和35年大分類「K・運輸・通信業」および「X・電気・ガス・水道業」は、昭和30年には合わせて一つの大分類

表2 昭和35年・30年職業大分類の比較

昭和35年	昭和30年	移項項目(昭和30年分類の小分類項目)
I 専門的・技術的職業従事者	I 専門的、技術的職業従事者	除外項目 5 電気通信機操作技術者
III 事務従事者	III 事務従事者	除外項目 44 郵便電信集配人 45 有線電信通信員 46 電話交換手
VII 運輸・通信従事者	VII 運輸従事者	編入項目 5 電気通信機操作技術者 44 郵便電信集配人 45 有線電信通信員 46 電話交換手 212 船舶機関火夫、機関部員
VIII 技能工、生産工程従事者および単純労働者	VIII 技能工、生産工程従事者および他に分類されない単純労働者	除外項目 212 船舶機関火夫、機関部員

注) 除外項目とは、昭和30年職業大分類から除く小分類項目であり、編入項目とは、昭和30年職業大分類に加える小分類項目である。

「K・運輸、通信およびその他の公益事業」を構成していた。これらのうち、昭和35年の大分類「X・電気・ガス・水道業」は昭和30年の中分類「(32)その他の公益事業」と、また昭和35年の大分類「K・運輸・通信業」は昭和30年の大分類「K・運輸、通信およびその他の公益事業」のうち中分類「(32)その他の公益事業」を除いたものと、それぞれ比較できる。

なお、中分類および小分類の比較については、巻末の「昭和30年・35年産業分類比較表」を参照されたい。また、各産業分類項目の内容については、総理府統計局刊行のつぎの冊子を参照されたい。

昭和35年国勢調査産業分類 分類項目名、説明および内容例示(昭和35年10月刊)

昭和35年国勢調査 国および地方公共団体の産業分類適用例(昭和35年10月刊)

昭和35年国勢調査に用いる産業・職業分類項目の解説(昭和35年10月刊)

職 業

職業は、従業中の者については、調査週間中、その人が働いていた事業所で実際に従事していた仕事の種類により、休業中の者については、その人がふだん働いている事業所で実際に従事していた仕事の種類によってその分類項目をきめた。その事業所で、調査週間中、2種以上の仕事に従事した場合には、おもな仕事の種類によった。

職業分類は、昭和35年国勢調査のためにとくに作成したもので、10の大分類、41の中分類、268の小分類から構成されている。

昭和30年国勢調査の職業分類との比較については、大分類の場合、表2に示すように、昭和30年分類の小分類項目を同年の大分類項目に編入または除外するとほぼ比較することができる。

なお、中分類および小分類の比較については、巻末の「昭和30年・35年職業分類比較表」を参照されたい。また、各職業分類項目の内容については、総理府統計局刊行のつぎの冊子を参照されたい。

昭和35年国勢調査職業分類 分類項目名、説明 および
内容例示(昭和35年10月刊)

昭和35年国勢調査に用いる産業・職業分類項目の解説
(昭和35年10月刊)

従業上の地位

従業上の地位は、従業中の者については、調査週間中、その人が働いていた事業所における地位により、休業中の者については、その人がふだん働いている事業所における地位によって、つぎのように7区分した。

雇用者のある業主—一人で事業を営んでいる人で、その事業のために1人以上の雇用者を使用している人をいう。

雇用者のない業主—個人または家族だけで事業を営んでいる人で、その事業のために雇用者を1人も使用していない人をいう。

内職者—自宅で内職をしている人をいう。ここで内職とは、主婦や老人などが、店や作業場などの設備を持たないで、家庭で行なう賃仕事をいう。

家族従業者—個人商店や農家などで、家族の経営する事

業を手伝っている人をいう。

官公の雇用者—国または都道府県、市区町村に雇用されて賃金、給料などを受けている人をいう。この場合、常勤・非常勤または現業・非現業のいかんを問わない。

民間の雇用者—一般の会社・団体・公社などに雇用されている人や個人商店の雇い人のほか、個人の家庭に雇われている家事使用人も含む。また、公団・公庫・国鉄・駐留軍などに雇用されている人も民間の雇用者に含まれる。しかし、会社・団体・公社などの役員(重役・理事など)は含まない。

民間の役員—会社・団体・公社などの役員(重役・理事など)をいい、たとえば、株式会社の取締役・監査役、合名会社や合資会社の代表社員、組合や協会の理事・監事など、また公社や公団の総裁・理事・監事なども含む。

なお、本書では、従業上の地位を『業主』・『家族従業者』・『雇用者』の3区分に区分したが、このうち『業主』は上記の「雇用者のある業主」、「雇用者のない業主」および「内職者」をまとめたものであり、また『雇用者』は上記の「官公の雇用者」、「民間の雇用者」および「民間の役員」をまとめたものである。『家族従業者』は上記の「家族従業者」と同じものである。

昭和30年国勢調査における従業上の地位は5区分であったが、これと今回の従業上の地位区分との関係はつぎのとおりである。

(昭和35年国勢調査)

(昭和30年国勢調査)

従業上の地位	—雇用者のある業主	雇用者のある業主
	—雇用者のない業主	雇用者のない業主
	—内 職 者	
	—家 族 従 業 者	家族従業者
	—官公の雇用者	官公の雇用者
	—民間の雇用者	民間の雇用者
	—民間の役員	